

新潟市教育委員会被服類貸与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月29日

新潟市教育委員会

教育長 井崎 規之

新潟市教育長訓令第3号

新潟市教育委員会被服類貸与規程の一部を改正する規程

新潟市教育委員会被服類貸与規程（昭和58年新潟市教育長訓令第3号）の一部を次のように改正する。

別表公共図書館に勤務する図書館司書の項摘要の欄を次のように改める。

上衣又はエプロンを選択。

別表栄養士の項を次のように改める。

栄養教諭及び栄養士	白衣	1	1	学校・幼稚園に勤務する職員 の貸与に限り、白衣、ズボン 及び短靴の数量を2とする。
	帽子	1	1	
	ズボン	1	1	
	短靴	1	1	

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。